

◇令和7年度地方農政局専門職員研修の概要(案)◇ (関東農政局)

区分・研 修 名		コース	目 的	内 容	予定者数	時 期	対 象 者	実施場所
実践技術研修	施工管理コース		土木施工監理等の実務に必要な応用技術を修得させ、農業土木技術職員としての資質の向上を図り、監督業務の実効を上げることが目的とする。	道路工、施工管理、コンクリート、コンクリート構造物、河川工作物、砂防、基礎工、土工、安全管理、法規にかかる講義	10名	①令和7年9月下旬～10月24日(配信) ②令和7年10月27日～10月28日(演習)の両方	関東農政局の職員、管内の都県、水資源機構、土地改良事業団体連合会の職員で、工事積算及び監督業務の経験年数概ね3年以上の農業土木技術者。	チャンネル配信 演習は関東農政局土地改良技術事務所(web受講可)
	施設機械コース	ポンプ設備・ゲート設備【必修②】	農業農村整備事業に係る施設機械設備(ポンプ・ゲート設備)の設計、施工等に関する基礎的な知識・技術を修得し、農業土木技術職員としての技術力向上を図る。	施設機械(ポンプ設備・ゲート設備)に関する講義及び演習・現地実習	10名	令和7年8月18日～8月22日	関東農政局の職員、管内の都県、水資源機構、土地改良事業団体連合会の職員で、経験年数概ね15年以下または関連業務に従事する農業土木技術者。農政局職員は必修とする。	関東農政局 土地改良技術事務所
		施設管理	ダム、頭首工、用排水機場等の基幹水利施設の管理技術に必要な基礎知識の修得による技術者の養成を図る。	ダム、頭首工、用排水機場等の管理状況、放流時の対処方法及び管理施設の見学等	12名(最大)	令和7年11月19日～11月21日	全国農政局職員の農業土木技術者、農村振興施策に携わる都府県、土地改良事業団体連合会及び独立行政法人職員で概ね20年までの技術者。	近畿農政局 加古川水系広域農業水利施設総合管理所及び琵琶湖ダム管理所
	事業管理コース	事業計画【必修①】	土地改良事業の根幹をなす事業計画について、計画の基本的な知識の修得及び用水計算等の演習を通じた実務能力の向上を図る。	事業計画について、計画策定、効果算定、用水計画、環境配慮等の基本的知識と管内の事例を基に計画樹立の留意事項の修得と演習を実施	10名	①令和7年11月上旬～12月9日(配信) ②令和7年12月10日～12月11日(演習)の両方	関東農政局の職員、管内の都県、水資源機構、土地改良事業団体連合会の職員で、経験年数が概ね5年程度の農業土木技術者。農政局職員は必修とする。	チャンネル配信 演習は関東農政局土地改良技術事務所(web受講可)
		事業管理【必修③】	農業農村整備事業の事業計画及び事業管理に関する基本的知識を修得し、農業土木技術職員としての技術力向上を図る。	農業農村整備事業における事業評価、事業計画の策定・変更、負担金対策等にかかる講義	－※受講希望者に配信	令和7年7月中旬～2月20日	関東農政局の職員、管内の都県、水資源機構、土地改良事業団体連合会の職員で、経験年数が概ね10～20年程度の農業土木技術者。農政局職員は必修とする。	チャンネル配信
	工種別コース	開水路・パイプライン【必修②】	農業農村整備事業に係る開水路及びパイプラインの計画、設計、施工等の基礎的知識を修得し、農業土木技術職員としての技術力向上を図る。	開水路とパイプラインにおける計画・設計・施工等にかかる講義及び水理・構造計算演習	10名	①令和7年11月上旬～12月3日(配信) ②令和7年12月4日～12月5日(演習)の両方	関東農政局の職員、管内の都県、水資源機構、土地改良事業団体連合会の職員で、経験年数概ね15年以下または関連業務に従事する農業土木技術者。農政局職員は必修とする。	チャンネル配信 演習は関東農政局土地改良技術事務所(web受講可)
	ストックマネジメントコース【必修④】		農業農村整備事業に係るストックマネジメント、施設の長寿命化等における知識・技術を修得し、農業土木技術職員としての技術力向上を図る。	ストックマネジメントの概要、機能診断調査、長寿命化対策等の講義及び現地実習、機能保全計画の策定演習	10名	①令和7年10月中旬～11月18日(配信) ②令和7年11月19日～11月20日(演習)の両方	関東農政局の職員、管内の都県、水資源機構、土地改良事業団体連合会の職員で、関連業務に従事するまたは今後担当する可能性のある農業土木技術者。農政局職員は必修とする。	チャンネル配信 演習は関東農政局土地改良技術事務所

(注) 必修①: 関東農政局の職員で入省5年目までに必ず受講する研修。ただし、入省6年目以降の未受講者についても受講可能。
 必修②: 関東農政局の職員で入省15年目までに必ず受講する研修。ただし、入省16年目以降の未受講者についても受講可能。
 必修③: 関東農政局の職員で入省20年目までに必ず受講する研修。ただし、入省21年目以降の未受講者についても受講可能。
 必修④: 関東農政局の職員で管理職昇任までに必ず受講する研修。ただし、管理職の未受講者についても受講可能。
 予定者数には、Web受講者数を含まない。

◇令和7年度地方農政局専門職員講習会の概要(案)◇ (関東農政局)

様式1

区分・講習会名		コース	目 的	内 容	予定者数	時 期	対 象 者	実施場所
講習会	電気保安業務従事者講習会 (隔年開催)	前期	農業農村整備事業に必要な電気回路の基礎的な知識を修得する。	自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に必要な理論、法令、配線図等	10名	令和8年度開催	関東農政局の職員、管内の都県、水資源機構、土地改良事業団体連合会の職員で、農業農村整備事業に携わる農業土木技術者。	関東農政局 土地改良技術事務所
		後期	農業農村整備事業に必要な電気回路の基礎的な知識を修得する。	自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に必要な理論、法令、配線図等	10名	令和8年度開催	関東農政局の職員、管内の都県、水資源機構、土地改良事業団体連合会の職員で、農業農村整備事業に携わる農業土木技術者。	関東農政局 土地改良技術事務所
	第三種電気主任技術者講習会 (隔年開催)	前期	農業農村整備事業の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に必要な、理論、電力、機械、法規に関する知識を修得する。	自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に必要な、理論、電力、機械、法規に関する基礎的な講義	10名	令和7年 6月2日 ～6月6日	関東農政局等の職員、管内の都県、水資源機構、土地改良事業団体連合会の職員で、農業農村整備事業に携わる農業土木技術者。	関東農政局 土地改良技術事務所
		後期	農業農村整備事業の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に必要な、理論、電力、機械、法規に関する知識を修得する。	自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に必要な、理論、電力、機械、法規に関する応用的な講義	10名	令和7年 7月8日 ～7月11日	関東農政局等の職員、管内の都県、水資源機構、土地改良事業団体連合会の職員で、農業農村整備事業に携わる農業土木技術者。	関東農政局 土地改良技術事務所
	プレゼンテーション講習会 【必修A】		農業農村整備事業における対外的な説明に必要な基本的技術を修得させ、それらが円滑に実施できるレベルの到達を目指す。委員会や発表会、地元説明などに必要とされる能力の向上を図る。	プレゼンテーションの基本に関する講義と演習	20名	令和7年 6月19日 ～6月20日	東北・関東農政局の職員、管内の都県、水資源機構、土地改良事業団体連合会の職員で、農業農村整備事業に携わる農業土木技術者。同様の農村振興行政系職員も受講可能。 入省初年度の一般職採用の農業土木技術者は必修とする。	関東農政局 土地改良技術事務所
	用水計画・河川協議講習会 【必修C】		農業農村整備事業における河川協議及び用水計画に必要な知識を修得させ、技術力の向上を図る。	用水計画の基本及び河川協議に係る基本・実務に関する講義	－ ※受講希望者に配信	令和7年 8月上旬 ～令和8年3月31日	関東農政局の職員、管内の都県、水資源機構、土地改良事業団体連合会の職員で、農業農村整備事業に携わる農業土木技術者。農政局職員は必修とする。	チャンネル 配信
	工事監督・施工管理基礎講習会 【必修B】		土木施工管理等の実務に必要な基礎的な知識・技術全般を修得し、農業土木技術職員としての技術力向上を図る。	工事監督の業務内容、施工管理全般、用地と地元対応、施工計画、工程管理、安全管理、契約変更協議、工事検査、会計検査	－ ※受講希望者に配信	令和7年 7月上旬 ～令和8年3月31日	関東農政局の職員、管内の都県、水資源機構、土地改良事業団体連合会の職員で、工事積算及び監督業務の経験年数概ね3年未満の農業土木技術者。農政局職員は必修とする。	チャンネル 配信
	災害派遣技術者講習会 【必修C】		近年、台風や豪雨等による災害が頻発しており、激甚な災害が発生した場合、農地・農業用施設等の災害復旧事業の実施に際し、直轄災害や地方自治体からの技術支援及び災害査定調査官の応援要請が求められている現状を踏まえ、災害復旧事業の法令や技術を修得し、緊急時の応援体制の一層の充実強化を図ることを目的とする。	災害復旧事業の法令や技術を修得し、緊急時の応援査定体制の一層の充実強化を図る	20名	令和7年 5月13日 ～5月16日	関東農政局の職員（係長以上）、管内の都県、土地改良事業団体連合会の職員で、災害査定未経験者、又は希望がある場合は、参加も可とする。農政局職員は必修とする。	関東農政局
	技術力向上対策講習会 (施設機械及び電気概論)		施設機械及び電気に関する基礎的な知識、ならびに施設機械工事の監督業務遂行に必要な知識・技術を習得し、技術力の向上を図る。	1. 施設機械の概論に関する講義 2. 施設機械工事の監督業務に関する講義 3. 電気の概論に関する講義 ※受講は1～3の中から希望する講義のみ選択可能です。	50名程度	令和7年 1. 10月7日 2. 10月8日 3. 10月9日	全国の農政局職員のうち、施設機械業務経験の浅い者、および農村振興施策に携わる都府県、独立行政法人、土地改良事業団体連合会等の職員。 ただし、本講習会のすべての講義は、ポンプ研修の受講有無にかかわらず受講可能。	近畿農政局 土地改良技術事務所 (web受講)

(注) 必修A: 関東農政局の職員で新規採用職員は必ず受講する講習会

必修B: 関東農政局の職員で入省5年目までに必ず受講する研修。ただし、入省6年目以降の未受講者についても受講可能。

必修C: 関東農政局の職員は必ず受講する講習会。

予定者数には、Web受講者数を含まない。